

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 平成30年12月17日（月）
午前10時～午前10時15分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 事務局出席者 議会議務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 6 議長あいさつ
- 7 協議事項

(1) 公職選挙法第199条の2の規定による寄附の禁止に関する議員の行動について

黒川議長：関戸議員から発言の申出があるので、これを許可する。関戸議員。

関戸議員：よろしく申し上げます。この度は私事で大変ご迷惑をおかけいたしました。市民の方からのご指摘は私個人のことに留まらず、議会全体の信頼を損ない、市民の皆様、議員各位にたいへんご迷惑をおかけし陳謝いたします。私の件につきましては、9月定例会においてもご迷惑をおかけしたところでございます。重ねがさね反省しているところでございます。申し訳ございませんでした。以上です。

黒川議長：ただいま関戸議員から公職選挙法第199条の2の規定による寄附の禁止に関する自らの行動について、陳謝の発言がございました。この件につきまして、議員の皆さんから不明な点、確認したいことがありましたら、発言をお願いします。

鈴木議員：前回の全協のところでは、公職選挙法に抵触すると思われるかどうかというところで、考えさせてくださいという話と思うが、この点はどのように考えがまとまったのかお聞かせください。

黒川議長：関戸議員発言をお願いします。

関戸議員：非常に難しい判断ですので、私としては抵触したかどうかはわからない状態であることは事実ですが、もう少し、難しいところですね。すいません。発言ができなくて申し訳ないです。

黒川議長：暫時休憩します。

(暫時休憩)

黒川議長：休憩を閉じ、会議を再開します。

関戸議員：もちろん今後、そういうような行為はしないと進めてまいります。

(暫時休憩)

黒川議長：休憩を閉じ、会議を再開します。

梅村議員：この件につきましては、会議録も見させていただくなかで、公職

選挙法を正確に正式に判断するのは議員ではなかなか判断が難しいところがある。もちろん自分自身で理解して、自分自身で判断していくというところはあると思いますが、正式にどうだということまでは、なかなか議員で判断しにくいところがあると思います。なので、今後、もし、これが許されることだと思っているなら、またやるでしょうし、自分自身だめだと考えていればやらないと自分自身の判断で結論出されると私は受け止めますので、今後やるかやらないかということをはっきりさせれば良いのではないかと考えます。

関戸議員：先程の謝罪のとおりでございまして、もちろん今後はそういうことはしないということ明言させていただきます。

木村議員：梅村議員の発言が腑に落ちない。議会は判断する場ではないと思いますが、いろんなことで総務省も愛知県の選挙管理委員会も岩倉の選挙管理委員会も適切な行為ではないと認めている。そういう内容なので、そこを議会として判断しないけれども、そういう風に一方の機関では言われているのは明らかであるから、前提はそこ、議会も疑問に思っているが判断するところではないという認識を持っていただきたいと思います。

黒川議長：他にご意見等はございますか。ご意見も無いようですので、この件につきましては、各議員におきまして、よくお考えいただきたいなと思っております。以上を持ちまして、急ではありましたが、臨時の全員協議会を終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。